

(表)

第21号様式の2 (第24条の2関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所 (所在地)

〒

申請者 氏名 (名称及び代表者氏名)

### 誓 約 書

浜松市屋外広告物条例第29条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

(注) 浜松市屋外広告物条例 (抜粋) は裏面

(裏)

## 浜松市屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

**第29条の4** 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第32条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者で法人であるものが第32条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第32条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第31条第1項に定めるところに従って業務主任者を選任していない者

2 略

（業務主任者の選任）

**第31条** 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから、専任の業務主任者を選任し、次項に規定する業務を行わせなければならない。

- (1) 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 浜松市が行う広告物の表示及び掲出物件の設置に関する講習会の課程を修了した者
- (3) 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の他の中核市の行う広告物の表示及び掲出物件の設置に関する講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく広告美術科の職業訓練指導員の免許を所持する者、広告美術仕上げの技能検定試験に合格した者又は広告美術科の職業訓練の課程を修了した者
- (5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 略

（登録の取消し等）

**第32条の2** 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第29条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第29条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第29条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 略

(表)

第21号様式の2 (第24条の2関係)

提出日を記入して  
ください。

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 浜松市長

住所 (所在地)

〒430-8652

浜松市中央区元城町103番地の2

申請者 氏名 (名称及び代表者氏名)

まるまるかぶしがいや

〇〇株式会社

はまつ いちろう

代表取締役 浜松 一郎

誓 約 書

浜松市屋外広告物条例第29条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

(注) 浜松市屋外広告物条例 (抜粋) は裏面